

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 4 日

各都道府県地域おこし協力隊担当課 御中

総務省地域力創造グループ
地 域 自 立 応 援 課
(公 印 省 略)

地域おこし協力隊の推進に向けた地方財政措置について

日頃より地域おこし協力隊制度の推進のため、格別の御配慮・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

地域おこし協力隊の推進に向けた地方財政措置については、「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年3月31日付け総行応第38号。以下「要綱」という。）等により助言がなされてきたところですが、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、期末手当等が支給されることとなることを踏まえ、令和2年度から下記のとおり、地域おこし協力隊員の活動に要する経費に係る特別交付税措置の上限額を引き上げることとしておりますので、事前にお知らせします。

なお、令和2年度予算成立後に特別交付税措置の上限額の変更を含む要綱の改正を予定していることを申し添えます。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村にも十分に周知されるようお願いいたします。

記

1 地方財政措置について

地域おこし協力隊員の活動に要する経費に係る特別交付税措置については、現在、地域おこし協力隊員1人あたり400万円を上限（うち報償費等については200万円を上限、報償費等以外の活動に要する経費については200万円を上限）としているところ、令和2年度は、期末手当等の各種手当の支給に係る経費を含めて地域おこし協力隊員1人あたり440万円を上限（うち報償費等については240万円を上限、報償費等以外の活動に要する経費については200万円を上限）とする。

なお、令和3年度は地域おこし協力隊員1人あたり470万円を上限（うち報償費等については270万円を上限）とし、令和4年度以降は地域おこし協力隊

員 1 人あたり 480 万円を上限（うち報償費等については 280 万円を上限）とする予定である。

2 留意事項

- (1) 地域おこし協力隊員のスキルや交通条件等を考慮した報償費等の弾力化については、地域おこし協力隊員 1 人あたり、令和 2 年度は 290 万円を、令和 3 年度は 320 万円を、令和 4 年度以降は 330 万円をそれぞれ上限とすること（この場合も活動に要する経費については、地域おこし協力隊員 1 人あたり、令和 2 年度は 440 万円を、令和 3 年度は 470 万円を、令和 4 年度以降は 480 万円をそれぞれ上限とすること）。
- (2) 特別交付税措置の上限額の引上げについては、地方自治体と隊員との間で委託契約を締結する等、地方自治体と隊員との間に任用関係が無い場合においても対象となることから、当該場合においても地域おこし協力隊員に対して各種手当に準じた支給がなされるよう、適切に対応すること。

【担当】

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

担当：三好補佐、若林事務官

電話：03-5253-5394（直通）

E-mail：g.wakabayashi@soumu.go.jp